

第 27 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和 2 年(2020 年)6 月 3 日（水）午前 10 時 00 分から午後 12 時 00 分

場 所 熊本市国際交流会館 4 階 第 3 会議室

出席者

（委員）田中会長、原田委員、奥住委員、柴田委員、鄭委員、星野委員、吉川委員、川口委員、木下委員、濱田委員、宮崎委員、古賀委員、藤原委員、二宮委員

（事業者）九州旅客鉄道株式会社

（事務局）能勢総括審議員、上野都市整備景観課長、栗田副課長、磯田副課長、酒井都市デザイン室長、村上主幹、谷口主査、木村参事、川上主任主事、中野技師

【議題】

[諮問]

1. JR 熊本駅ビル（仮称）の屋外広告物の許可について（非公開）

[報告]

2. 専門委員会の開催状況について
3. 公共サインガイドライン（案）について
4. 屋外広告物の条例改正に伴う審査基準（案）について

【概要】

1. JR 熊本駅ビル（仮称）の屋外広告物の許可について

諮問事項について事業者から熊本市情報公開条例第 7 条第 3 号アに基づき非公開とする申し出があり、了承された。

事務局より屋外広告物の許可について説明後、事業者より計画内容の説明。（事務局の説明後、報道関係者は退出）

審議会委員より事業者への質問後、審議を行った。（審議の際、事業者は退出）

■景観審議会として得た結論は次のとおり

JR 熊本駅ビル（仮称）の屋外広告物の許可については基準を超える面積であるものの、壁面面積に対する屋外広告物の割合が著しく抑えられており、周囲との調和に配慮した計画であることが認められるため、了承する。

ただし、以下の点について配慮いただきたい。

- ・屋外広告物が更新される際、テナントに空白期間がある場合でも可能な範囲で景観に配慮した措置を行うこと。

[事務局に対する意見]

- ・屋外広告物の変更の申請があった場合は、専門委員会等の意見を聴き、また必要に応じて景観審議会を開催し、ガイドラインに沿った計画であるかを判断すること。
- ・ガイドラインの基準が妥当かどうかという検証を継続的に行うこと。

□その他の個別意見

- ・内部にて掲出するサイン・看板が、ガラス越しに外部に表出する場合についての規制やルールについても今後検討すべき。
- ・屋外広告物の形状や配置を建物のグリッドや目地との関係に配慮することで、建物と屋外広告物に一体感がでるのではないか。
- ・色彩については、地域の歴史等を踏まえ判断してもいいのではないか。
- ・ギラギラした派手さもなく、照明の演出も景観に配慮されている。
- ・城下町エリアとは離れた立地なので、質が高ければデザインの自由度を上げててもよいのではないか。
- ・大枠のルールやサイズは決めるべきだが、色彩については企業のイメージカラーもあり、目立つことも必要である。
- ・屋外広告物の赤や青の色彩は単体でみると派手に見えるが、建物の窓から見える周辺の店舗や環境と共に捉えると全体的にはなじむのではないか。

2.専門委員会の開催状況について

事務局から報告を行い、特に意見はなかった。

3.公共サインガイドライン（案）について

事務局から説明を行い、特に意見はなかった。

4.屋外広告物の条例改正に伴う審査基準（案）について

事務局から説明を行った。

景観審議会の意見は以下の通り。

- ・審査基準区分に屋外広告物自体の安全性についての項目を入れること。
- ・審査基準区分に周辺環境との調和についての項目を入れること。
- ・審査基準の項目を整理し、分かりやすくすること。